

放送番組基準

由利本荘市有線テレビジョン放送は、地域を主体とする公共施設として、何人からも干渉されず、不偏不党の立場を守り、放送による表現の自由を確保し、豊かでより良い放送を行うことによって産業の振興、公共の福祉、生活文化の向上に努める。

この方針に基づき、由利本荘市有線テレビジョン放送においては、下記事項を原則として、放送番組の基準を定める。

- (1) 基本的人権を尊重し、民主主義の徹底を図る。
- (2) 教育、情操、道徳による人格の向上を図るとともに、合理的精神を養うのに役立つように努める。
- (3) 過去の優れた文化の保存と新しい文化の育成、普及に貢献する。
- (4) 地域の情報化と新しい地域文化の創造の推進に役立つように努める。
- (5) 公共の放送施設として、権威と品位及び放送品質を保ち、地域住民の信頼と要望に応える。

1. 放送番組の一般基準

(1) 人権、人格、名誉

- ①人名を軽視するような取り扱いはしない。
- ②個人や団体の名誉を傷つけたり、信用を損なうような放送はしない。
- ③職業を差別的に取り扱うことはしない。
- ④年齢、性別、身体的特徴などを差別的に取り扱うことはしない。

(2) 人種、民族、国際関係

- ①人種的、民族的偏見を持たせるような放送はしない。
- ②国際親善を妨げるような放送はしない。

(3) 宗教

- ①宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し、公正に取り扱う。

(4) 政治、経済

- ①政治上の諸問題は、不偏不党を旨とし公正に取り扱う。
- ②経済上の諸問題で、一般に重大な影響を与える恐れがあるものについては、特に慎重を期する。
- ③意見が対立している公共の問題については、できるだけ多くの視点から論点を明らかにし、公平に取り扱う。
- ④現在、公判中の事件については、正しい法的措置を妨げるような取り扱いをしない。

(5) 社会生活

- ①家庭生活を尊重し、これを破壊するような思想を肯定的に取り扱わない。
- ②社会生活の安定を図るとともに、相互扶助の精神の高揚に努める。
- ③公安及び公益を乱すことなく、暴力行為は、どのような場合も是認しない。

- ④犯罪については、法律を尊重し、犯人を魅力的に表現したり、犯罪行為を是認するような取り扱いはしない。
- ⑤犯罪の手段や経過などについては、必要以上に詳細な描写をしない。
- ⑥風俗に関することは、人命を尊重し、性に関する事柄及び不健全な男女交際を魅力的、刺激的に取り扱うことを避け、特に青少年の健全育成に努力する。

(6) 表現

- ①全て分かりやすい表現を用い、正しい言葉の普及に努める。ただし、必要やむを得ない場合には、この地方で一般に使う分かりやすい言葉を使用し、人々に反感、または不快の念を与えないように慎重に取り扱う。
- ②住民に恐怖や不安または不快の念を起こさせるような表現はしない。
- ③社会道徳及び善良な風俗を害しないように表現に注意する。
- ④災害、気象情報については、適正、確実に取り扱う。

(7) 広告等

- ①売名的宣伝のおそれのある放送は、公共性から勘案し、慎重に取り扱う。
- ②多数の視聴者(住民)にとって利益となる情報については、売名的宣伝とならないように十分注意して積極的に放送する。

(8) 制作、訂正

- ①放送が事実と相違していることが明らかになったときは、速やかに取り消しまたは、訂正する。

2. 各種放送番組の基準

(1) 行政番組

- ①選挙に関する報道または評論については、虚偽の事項を放送し、または、事実を歪めて放送するなど表現の自由を乱用して、選挙の公正を害してはならない。

(2) 町内・市内、各種団体番組

- ①町内単位の行事、活動などは、積極的に取り上げ放送する。
- ②市内での話題、トピックス等を取り上げて、市内住民相互のふれあい、連携が深まるように努める。

(3) 生活番組

- ①健康関連番組は、住民の健やかな心身の発育に努め放送する。
- ②スポーツ番組は、健全なスポーツ精神の培養と体位の向上に役立つように努める。
- ③福祉番組は、住民の全てが、正常な社会生活を営むことができるような活動、団体などの番組を提供する。
- ④生活改善番組は、創意工夫によって明るく、楽しい生活ができるような活動、団体などの番組を放送する。

⑤娯楽番組は、生活を明るくし、生活を豊かにする健全な娯楽を提供する。

(4) 教育、文化番組

①教育番組は、放送の対象を的確にし、番組の内容がその対象にとって有益かつ適切であり、教育効果を高めるように努める。

②放送を通じて、教育の機会均等を図るとともに、放送の特徴を生かして、学習の効果をあげるように努める。

③文化、芸能番組は、優れた文化、芸能を取り上げ、情操を豊かにするように努める。

④教養番組は、一般教養の向上を図り、できる限りあらゆる階層からの要望を満たして、文化水準を高めるように努める。

⑤学術研究の発表、その他専門にわたる放送は、その学術上の権威と重要性を尊重し、取り扱いは、一般に認められている倫理と専門的な基準による。

(5) 報道、緊急番組

①真実を速やかに報道する。

②火災、天災または、人命に係わる緊急放送は、他の放送を中止し、優先的に放送する。

③市、自治会、学校、保育所、各種団体などから災害、事故、防犯などの情報を緊急に多数に対し連絡・告知を要するものは、②に準じて放送する。

3. 委任

この放送基準によるもののほか、必要事項は、市長が別に定める。